

## 西東京市いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準について

### 1 本公表基準について

本公表基準は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に定める重大事態が発生し、同法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置された西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月策定、令和6年8月改訂。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するに当たり必要な事項を定めるものとする。

なお、西東京市教育委員会は、本公表基準に則り、公表の是非等を決定するが、公表した後の状況やいじめに関する社会的評価などを十分に踏まえ、柔軟に見直しを図っていくものとする。

### 2 公表の意義・目的

文科省ガイドラインでは、「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・生徒・保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」としている。

西東京市教育委員会としては、文科省ガイドラインの方針等を踏まえ、いじめの事実解明のみならず、学校や教育委員会の対応を丁寧に行い、防止対策推進条例（平成27年12月17日東京都西東京市条例第59号）第3条で規定している基本に基づき、以下の意義・目的をもって当該調査結果を公表すべきかを検討していく。

- (1) 当該事案への憶測などを減じさせ、いじめ問題を取り巻く諸課題についても考える契機とし、児童・生徒の尊厳を保持し、安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに寄与する。
- (2) 学校と教育委員会が、発生事案に真摯に向き合い、児童・生徒の健全育成を第一義として、不断の見直しを図りながら同種事案の再発防止、いじめの早期発見・対応、早期解決を図る。
- (3) 西東京市いじめ問題対策委員会が組織した委員会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つ。
- (4) 調査報告書に示された考え方を共有し、いじめ問題への対策に関して教育委員会及び学校が目指すべき方向性を明らかにする。

### 3 公表方針

以上のことを踏まえ、次の方針により調査結果の公表について判断する。

- (1) いじめ被害を訴えた児童・生徒及びその保護者の公表の意向や、公表の意義・目的と公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、原則調査結果を公表する。
- (2) 公表に際し、いじめを行った児童・生徒や保護者の同意は要しない。
- (3) 公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが児童・生徒や保護者の調査対象者における生活環境や、学校が行う支援・指導に影響が生じ得ないように特段の配慮をする。
- (4) 公表の意義・目的に資する実益が公表による弊害よりも劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられる以下のような事案は、個別事案の特性等に照らし、公表の是非を判断する。

ア 「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、事実が認められなかったもの。

イ 不登校に繋がっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。

ウ いじめを受けたとされる児童・生徒又はその保護者が、調査結果の公表を望まない場合。

### 4 公表することにより生じうる弊害について

西東京市教育委員会は前述した公表の意義・目的を踏まえ、調査結果を公表することが重要であると考えている。しかしながら、調査結果の内容には、個人の学校生活の様子や保護者に関する情報なども詳細に含まれるため、全てを公表すると、次のような弊害が生じることも考えなければならない。

#### (1) 公表による関係当事者への影響

いじめは社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、報道機関による報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることを鑑みると、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

ア 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。

イ 人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることにより、関係当事者と周囲の児童・生徒、また保護者等との関係に悪影響を及ぼし、被害児童・生徒の登校再開や立ち直り、加害児童・生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童・生徒の成長が阻害される。

ウ いじめの要因に被害児童・生徒及び関係児童・生徒の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事情等

が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。

エ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される事態が発生し、興味本位な書き込みや、誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童・生徒の成長を阻害する状況が生じかねない。

## (2) 調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童・生徒、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることが懸念される。

ア 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念し、防衛機制が働き、事情聴取等への協力拒否、回答内容の変遷などといった事態が生じかねず、真実の把握が難しくなることが考えられる。

イ 各関係機関（子ども家庭支援センター、警察、相談機関、医療機関及び他の支援機関）において、関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなるおそれがある。

以上の公表することにより生じうる弊害を鑑み、個人情報等に配慮した報告書の公表版を作成する。

## 5 公表する場合の公表方法等について

(1) 公表の方法 西東京市ホームページへの掲載により公表とする。

### (2) 公表資料

ア 公表資料は、調査報告書の公表版により行うことを原則とする。なお、公表による弊害を最小化するとともに、再発防止という公表の目的に適うよう西東京市教育委員会が公表する内容を精査して作成した公表版を西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会に報告し、公表版としての適正性につき意見聴取する。

イ 公表にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や西東京市情報公開条例（平成12年3月10日東京都西東京市条例第1号）で不開示となる情報等に基づき、児童・生徒や保護者の個人情報及びプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分は非公開とする。

ウ 公表の意義・目的を達成させるため、公表する内容については、西東京市教育委員会において、必要に応じて点検・評価し改善を図っていくものとする。

### (3) 公表の手順

#### ア 調査開始時

いじめ被害を訴えた児童・生徒及び保護者に対して、本公表基準を説明する。また、調査対象者に対

しても、調査結果の公表について説明を可能な限り行うこととする。

イ 調査結果の説明時

いじめ被害を訴えた児童・生徒や保護者に対して、調査結果の説明の後、公表に関する意向確認を行う。

ウ 公表の意向確認後、公表すると判断した場合は、公表資料をホームページに掲載する。なお、公開期間は、6カ月を基本とする。ただし、公表すると判断した後に、いじめ被害を訴えた児童・生徒又は保護者が公表を望まなくなった場合や、「4 公表することにより生じうる弊害について」に係る事象が生じた場合、西東京市いじめ調査委員会が再調査する場合等、公表の継続が困難となる事情が生じた場合は、公表を中止する場合がある。

エ 公表

公表は、(2)アにより作成された公表版により行う。